概要

件名	東部地域の学校給食の運営について 保護者説明会 （田原小中学校区）
日時	令和8年10月20日（火）午後 6時25分～午後7時
場所	田原公民館 集会室
従事者	教育部次長、保健給食課　4名
参加者	保護者3名
内容	事務局からの説明 「東部地域の学校給食の運営について」資料を配布して説明 1 現在の東部地域の学校給食の状況 2 東部地域の学校給食の課題 3 これまでの説明会などの開催状況とご意見 4 検討した結果 今後の方針 5 問い合わせ窓口 ＜質疑応答（Q&A）・ご意見（C：Comment）＞ Q.委託開始時期が令和 9 年 4 月から令和 10 年 4 月に延期されたが、委託化するまでの期間、人員確保や施設の維持管理に問題はないか。 A.都祁学校給食センターは耐震性に課題があるため、早期の移転が望ましい。十分な余裕がある状況ではないが、人員については、市街地で委託化を進めてきたこともあり、応援体制を確保しながら、委託開始までの業務を継続できると考えている。 C.施設見学会に参加し、問題なく実施できると感じて安心した。一方、現在も給食室がある興東館柳生中学校区では、給食の提供方法が変わることに抵抗を感じる人もいるのではないかと思った。田原小中学校区でも、令和 3 年度に都祁学校給食センターへ移行する際、「大丈夫だろうか」という不安があったため、同様の心情ではないかと思う。 C.保護者として、田原小中学校区では、都祁学校給食センターから配送される場合と、委託事業者から配送される場合で、大きな違いはないと考える。安全面・衛生面が適切に確保されるのであれば、委託化に問題はない。むしろ、人員確保の面では、委託化によって安定した運営が期待できると考えている。 Q. 委託化により、パンやご飯の提供元は変わるのか。 A.パンはこれまでどおり、学校給食用のパンを製造する業者が焼いたものを配送する。ご飯は、現在、柳生小学校と都祁学校給食センターで炊飯しているが、委託後は委託事業者が炊飯する。 Q.計画が 1 年延期されたことで、現在、受託の意向を示している事業者が、受託を辞退する可能性はないか。 A.現在も、学校給食業務の受託について意向を示している事業者がある。今後、関連予算を議会に提出し、可決された場合は、入札を実施する予定である。

	Q.柳生地区の保護者は、委託化についてどの程度理解・納得しているのか。 A.興東館柳生中学校区では、今後説明会を開催する予定であり、今回新たに説明する内容もあるため、保護者がどのように受け止めるかは、現時点では分からない。 昨年秋ごろに自治会長と話をした際には、保護者から不安の声が寄せられており、委託化に対する不信感もあった。その後、試食会や施設見学会に参加してもらったことから、一定の理解や納得が得られていると考えている。保護者の中には、当初から委託化に賛成する人がいる一方、「これまでどおり給食室を残してほしい」と強く望む人もいる。そうした保護者も、現在の運営をいつまでも続けられるわけではないことは理解されており、「可能な限り継続してほしい」と考えている。ただし、継続できる期間が限られていることから、市としては、給食の安定的な提供を確保するため、一斉に委託へ移行する方法が確実だと考えている。 Q.田原小中学校区が都祁学校給食センターから給食が配送される運営方式に移行した時期に、市街地では各学校に給食室を整備していた。山間部と市街地で、異なる方式を採用したのはなぜか。 A.中学校給食の導入にあたり、自校調理方式、給食センター方式、親子方式のいずれを採用するか検討した。その結果、建築基準法や都市計画法上の手続きなどを踏まえると、各学校に給食室を整備する自校調理方式が、完全給食を早期に導入できる方法と判断されたため、この方式を採用した。市街地では自校調理を続ける一方、山間部では共同調理場を採用することに疑問を感じる人がいるのは承知している。小学校の給食室は老朽化が進んでおり、現在の規模のまま改修を重ねても、改正される衛生管理基準を満たすことは困難である。そのため、市街地でも自校調理を続けることには限界がある。また、他の自治体でも給食センター方式への移行が進んでおり、配送された給食を食べる方式が一般的になりつつある。 C.これまでできたての給食が提供されてきたことから、提供方法が変わることに抵抗を感じる人がいるのは理解できる。一方で、給食が継続できなくなり、家庭から弁当を持参しなければならない状況になることの方が、困る。 C.本日欠席している人については、本件に納得しているものと考える。